

令和8年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信及びイベント開催等業務  
提案募集要項

1 委託業務名称

令和8年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信及びイベント開催等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約金額の上限

6,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的及び募集趣旨

京都市では、市民、企業、NPO、大学などの多種多様な組織や個人が、社会的課題の解決に挑戦することで、過度の効率性や競争原理とは異なる価値観を、京都から世界に広めていく「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」（以下、「構想」という。）を推進している。

構想を推進するため、「京都市ソーシャルイノベーション研究所」（以下、「SILK」という。）を設置し、社会的課題の解決に取り組む企業を認定する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」やソーシャル・イノベーションに取り組む企業、支援機関の交流、認定企業と公的機関との連携支援等を通じて、認定企業の成長や社会的インパクトを高める取組を実施している。

これらの取組の情報をWEBサイトやSNSを活用して発信するとともに、主に30歳以下の若者と認定企業が交流する機会の創出、認定企業同士の交流会の開催のほか、構想の実現に向けたイベント等の企画・運営を実施する。

5 業務委託の内容

仕様書のとおり

6 参加資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 以下に掲げるいずれかの業務の類似実績を有すること。
  - ア 事業者情報に関する広報業務の実績
  - イ 事業者間の交流を促進する企画運営に関する業務の実績
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 国税及び地方税並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受注者としてふさわしくない者でないこと。
- (9) 以下の資格要件を全て満たした場合、複数の企業が共同事業体（コンソーシアム）を構成して応募することを可能とする。

この場合、参加表明書（様式1）に構成団体等を記入して提出すること。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(8)の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

## 7 応募手続等

### (1) 募集期間

令和8年4月3日（金）から4月17日（金）午後5時まで

### (2) 提出資料

すべて2部ずつ提出すること。

※ 1部は社名を記載し、1部は社名なしで作成すること。

資料名	備考
参加表明書【様式1】	
企画提案書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意の様式で、企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。</li> <li>・本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。</li> </ul>
見積書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先は京都市長とすること。</li> <li>・消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。</li> <li>・企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。</li> </ul>
会社案内	会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合は、実績について記載すること（最大5件まで）
共同事業体の協定書 （該当する場合のみ）	共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出すること。

※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	申請日前3箇月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税） ※本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体が発行する証明書	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
使用印鑑届【様式4】	1部	
誓約書【様式5】	1部	

### (3) 応募方法

#### ア 提出資料等の提出期限及び提出方法

提出期限：令和8年4月17日（金）午後5時まで

提出方法：[startup@city.kyoto.lg.jp](mailto:startup@city.kyoto.lg.jp)へデータを送付

※ 電子メール送信の際、データ容量が計8MBを超える場合には、クラウドや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※ データ受信後に受付確認のメールを本市より送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

#### イ 仕様書等に関する質疑応答

質問方法：電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信等事業の実施業務に関する質問」とすること。

質問期限：令和8年4月10日（金）午後5時まで（必着）

質問への回答：全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する（令和8年4月14日（火）予定）。

### (4) 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室（担当：大井、池本）

（電話：075-222-3339／FAX：075-222-3331／Mail：[startup@city.kyoto.lg.jp](mailto:startup@city.kyoto.lg.jp)）

## 8 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、(2)審査基準に基づき採点し、審査員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出業者に別途通知する。

## (2) 審査基準

ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

区分	項目	評価事項	配点
提案内容	適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか</li> <li>分かりやすい文章や構成、レイアウトとなっているか</li> </ul>	15
	事業趣旨への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想をはじめ、これからの1000年を紡ぐ企業認定の趣旨を十分に踏まえた提案となっているか</li> <li>これまでのSILKの活動内容を理解しているか</li> </ul>	15
	WEBサイト「私たちが紡ぐ、これからの1000年。」の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEBサイトを安定して運用するためのセキュリティ対策、サーバ構成及び運用保守が適切な提案内容となっているか</li> <li>WEBサイトをより効果的な媒体とするための魅力的な企画・広報が期待できる提案内容となっているか</li> </ul>	10
	認定企業交流会等の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定企業同士の連携を促進する提案があるか</li> <li>認定企業と若者が繋がる魅力的な企画となっているか</li> </ul>	10
	SILK連携イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定企業等の成長支援など、構想の理念を広げる取組をより効果的なものとする提案内容となっているか</li> <li>SILKの企業ネットワーク等をより効果的に活用する提案内容となっているか</li> </ul>	10
実現性	実施体制、運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容に応じた適正な実施体制となっているか（責任者、人員、役割分担等）</li> <li>実現可能なスケジュールとなっているか</li> </ul>	10
事業実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある等、本業務を完遂させることが見込めるか		10
市内貢献	市内に本店又は主たる事業所を有している中小企業であるか		5
社会的課題解決	「これからの1000年を紡ぐ企業認定」を取得しているか、「KES」、「ISO14001」等の環境認証を取得しているか、「障害者法定雇用率」を達成しているか		5
見積額	(契約金額の上限－自社の見積額) / (契約金額の上限－提案者のうち最低見積額) × 満点(10点)		10

	※小数点第1位は四捨五入	
合 計		100

イ 9(1)に記載の失格者を除いた者のうち、審査員の評価の合計点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。

ウ 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行うが、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

委託候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者及び評価点を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

ア 受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、受託候補者の負担とする。

イ 契約代金の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて、前金払いを認める。

ウ 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受託候補者とする。

## 9 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が3の契約金額の上限を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

イ 本業務の中止、業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。

ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）は、事業者負担とする。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 10 スケジュール

令和8年4月 3日（金） 公募開始

4月10日（金）	質問提出期限（午後5時まで）
4月14日（火）まで	質問に対する回答
4月17日（金）	各種必要書類の提出期限（午後5時まで）
4月24日（金）まで	企画提案の審査
4月30日（木）まで	受託候補者の決定・通知

## 11 報告書の提出

業務終了後、業務完了報告書を提出すること（様式不問）。

## 12 委託料の支払

前項の業務完了報告書を確認後に精算払いとする。ただし、業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には、別途申出により、契約額の一部を前金払いとすることができる。